

事務連絡
令和3年5月10日

公益社団法人 日本バス協会 理事長殿

国土交通省自動車局
安全政策課長

緊急事態宣言の期間延長及び区域変更に伴う「都道府県をまたぐ移動の自粛に向けた呼びかけについて」の傘下会員への周知等について(依頼)

緊急事態宣言発令に伴う、バスターミナルにおける都道府県をまたぐ移動の自粛に向けた呼びかけについては、令和3年4月26日付事務連絡にて周知を依頼したところです。

今般、令和3年5月7日に開催された第63回新型コロナウイルス感染症対策本部において、緊急事態措置を実施すべき区域に、5月12日以降、愛知県及び福岡県が追加されるとともに、緊急事態措置を実施すべき期間が5月31日まで延長されました。また、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に、5月9日以降、北海道、岐阜県及び三重県が追加されるとともに、5月11日をもって宮城県が除外され、まん延防止等重点措置を実施すべき期間が5月31日まで延長されました。あわせて、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されました。

つきましては、緊急事態措置を実施すべき区域である都道府県(東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県)、まん延防止措置の対象区域である都道府県(北海道、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、三重県、愛媛県、沖縄県)及びそれ以外の都道府県において、引き続き、別添の方針に則りバスターミナルにおける呼びかけを実施していただきたく、貴会におかれては傘下会員へ周知をお願いします。

(別添) 都道府県をまたぐ移動の自粛に向けた呼びかけについて (令和3年5月7日)